

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 6 8 号
発行日 平成 3 0 年 2 月 1 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○ 規 則

- 綾部市男女共同参画センターの管理及び運営規則の一部改正 (人権推進課)・・・1
- 綾部市人権福祉センターの管理及び運営規則の一部改正 (人権推進課)・・・2

○ 告 示

- 綾部市議会 1 月臨時会招集告示 (総務課)・・・3
- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課)・・・4
- 綾部市議会 1 月臨時会において議決を経た予算の要領の公表 (財政課)・・・5
- 京都歯科サービスセンター北部診療所運営費補助金交付要綱の一部改正 (福祉課)・・・6
- 綾部市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の一部改正 (農林課)・・・7
- 綾部市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正 (消防本部)・・・8
- 都市計画変更の縦覧 (綾部都市計画下水道) (下水道課)・・・12
- 都市計画変更の縦覧 (綾部都市計画下水道)

(下水道課)・・・13

- 綾部市公共工事等電子入札運用基準一部改正 (監理課)・・・14
- 綾部市公共下水道供用開始告示 (下水道課)・・・15

○ 公 告

- マンホールポンプ設置 (29-5) 工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・17
- 公示送達 (税務課)・・・27
- 公示送達 (税務課)・・・28
- 公示送達 (税務課)・・・29
- 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会)・・・30
- 綾部市下水道排水設備指定取り消し及び継続指定しなかった業者の公表について (財政課)・・・31
- 教育委員会告示
 - 平成 3 0 年第 1 回綾部市教育委員会招集告示 ・・・ 32
- 選挙管理委員会告示
 - 平成 3 0 年 1 月 2 8 日執行予定の綾部市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所 ・・・ 33

<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月28日執行予定の綾部市長選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 39 ・綾部市長選挙の期日 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 40 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における立候補届出の受付場所等 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 41 ・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 42 ・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 43 ・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 44 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における各投票区の投票所 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 45 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における期日前投票所 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 47 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 48 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における投票管理者及び同職務代理者 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 49 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 51 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における選挙会の日時及び場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 52 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙の開票事務について <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 53 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 54 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 55 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における街頭演説用標旗等の配色 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 56 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙において用いる投票用紙の様式 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 57 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙において使用する選挙長の印 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 60 ・平成30年1月28日執行の綾部市長選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 61
---	---

- ・ 投票管理者の変更について
・ ・ ・ 62
 - ・ 投票管理者職務代理者の変更
について
・ ・ ・ 63
 - ・ 綾部市長選挙における選挙会
を開始する時刻の繰上げ
・ ・ ・ 64
 - ・ 平成30年1月28日執行の
綾部市長選挙において当選し
た当選人の住所及び氏名
・ ・ ・ 65
- 選挙長告示
- ・ 平成30年1月28日執行の
綾部市長選挙における候補者
から届出のあった選挙立会人
となるべき者が10人を超え
るとき及び同一の政党その他
の政治団体に属する候補者の
届出にかかる者が3人以上の
ときのくじを行う日時及び場
所
・ ・ ・ 66

綾部市男女共同参画センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月22日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第1号

綾部市男女共同参画センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市男女共同参画センターの管理及び運営規則（平成10年綾部市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第7条 市長は、条例第7条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料について、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を還付することができる。

還付する場合	還付する割合
自己の責によらない理由で使用できなくなった場合	100分の100
使用日の10日前までに使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めた場合	100分の50
使用の許可の変更を認められた場合において、既納使用料に過納金が生じた場合	過納金の全部

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市人権福祉センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月22日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第2号

綾部市人権福祉センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市人権福祉センターの管理及び運営規則（昭和45年綾部市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。
別表を削る。

様式第3号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定に基づき、次の事件について、平成 30 年 1 月 15 日綾部市議会臨時会を綾部市に招集する。

平成 30 年 1 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 29 年度綾部市一般会計補正予算（第 7 号）
- 2 土地改良事業の施行について

綾部市告示第 6 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成30年 1月11日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成29年11月 2日	綾0832-81035	昭和27年 8月19日
平成28年 4月 1日	綾1107-15043	昭和27年 5月13日
平成28年 4月 1日	綾0905-15148	昭和39年11月24日
平成28年 4月 1日	綾0702-32084	昭和62年 5月21日
平成28年 4月 1日	綾1206-42016	昭和28年 1月 2日
平成28年 4月 1日	綾1203-22005	昭和54年 1月17日
平成28年 4月 1日	綾1204-61009	昭和47年 9月 4日
平成28年 4月 1日	綾0515-31001	昭和27年 3月 1日
平成28年 4月 1日	綾0834-44004	平成23年 6月20日

綾部市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、平成30年1月綾部市議会臨時会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成30年1月17日

綾部市長 山 崎 善 也

平成29年度綾部市一般会計補正予算（第7号）

綾部市告示第 8 号

京都歯科サービスセンター北部診療所運営費補助金交付要綱（平成 26 年綾部市告示第 133 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 1 月 22 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 6 条第 1 項中「に 2 分の 1 を乗じて得た額」を「から京都府が交付する補助金の額を控除した額」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の補助金の額に 1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。

附 則

この告示は、平成 30 年 1 月 22 日から施行し、改正後の京都歯科サービスセンター北部診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

綾部市告示第 9 号

綾部市森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成 14 年綾部市告示第 103 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 1 月 22 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条中「森林境界の確認」を「森林境界の明確化」に改める。

第 4 条の表中

「

施業集約化の促進	間伐	15,000円
森林境界の確認		8,000円
森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備	1 森林経営計画の対象とされていない森林	5,000円
	2 森林経営計画の対象とされている森林のうち、3以外の森林	6,000円
	3 林班の面積の2分の1以上を森林経営計画の対象とされている森林が占める場合における当該森林	10,000円

を

」

「

施業集約化の促進			15,000円
森林境界の明確化	1 2に掲げる森林以外の森林	(1) 森林境界の確認を行った森林	8,000円
		(2) 森林境界の測量を行った森林	45,000円
	2 不在村森林所有者が所有する森林で不在村森林所有者が現地立会を行ったもの		6,500円を1に定める交付単価に加えた交付単価
森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備			40,000円

に

改める。

附 則

この告示は、平成 30 年 1 月 22 日から施行し、改正後の綾部市森林整備地域活動支援交付金交付要綱の規定は、平成 29 年度分の交付金から適用する。

綾部市告示第 1 0 号

綾部市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成 7 年綾部市告示第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 1 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 1 項の表普通救命講習の項中「、大出血時の止血法」を「及び大出血時の止血法」に、「、新生児」を「及び新生児」に改め、同表上級救命講習の項中「外傷の手当」を「手当の要領」に改め、同条第 2 項中「別表 3」を「別表第 3 及び別表第 3 の 2」に改める。

第 5 条第 4 項中「様式第 4」を「様式第 4 号」に改める。

第 6 条第 1 項中「要望」を「要請」に、「あたる」を「当たる」に改め、同条第 2 項中「適当」を「適任」に改め、同項第 1 号中「認める者」を「認めるもの」に改める。

第 1 1 条第 2 項第 2 号中「アからウ」を「アからウまで」に、「応急手当普及員講習 I I」を「応急手当普及員講習 II」に、「在職していた者で」を「在職していたもののうち」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

3 現に教員職にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。

第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 5 条から第 1 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

(他の地域で取得した者の扱いについて)

第 1 5 条 他の地域で応急手当普及員又は応急手当指導員を取得した者の取扱いについては、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、他の地域で認定を受けている者についても、綾部市消防本部が認定したものとみなすことができる。

別表第 1 応急手当の重要性の項中「含む」を「含む。」に改め、同表救命に必要な応急手当(成人に対する方法)の項中「成人」を「主に成人」に改め、同表備考の項を次のように改める。

備 考	<p>1 2 年から 3 年間隔で定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 e ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</p>
-----	--

別表第 1 の 2 応急手当の重要性の項中「含む」を「含む。」に改め、同表救命に必要な応急手当(成人に対する方法)の項中「成人」を「主に成人」に、「認識」を「確認」に改め、同表備考の項を次のように改める。

備 考	<p>1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。</p> <p>2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 2年から3年間隔で定期的な再講習を行うこと。</p> <p>4 eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>5 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</p>
-----	---

別表第1の3 応急手当の重要性の項中「含む」を「含む。」に改め、同表備考の項を次のように改める。

備 考	<p>1 2年から3年間隔で定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</p>
-----	--

別表第2 応急手当の重要性の項中「含む」を「含む。」に改め、同表救命に必要な応急手当（主に小児、乳児及び新生児に対する方法）の項中「主に小児」を「成人、小児」に、「認識」を「確認」に改め、同表その他の応急手当の項及び備考の項を次のように改める。

その他の応急手当	傷病者管理法	保温法	1 2 0
		体位管理（回復体位とショック時の対応）	
	手当の要領	包帯法（三角巾等）	
		副子固定法	
		熱傷の手当	
		熱中症への対応（予防を含む。）	
	搬送法	その他の手当（用手による頸椎保護、溺水への対応等）	
		搬送の方法（徒手搬送、毛布を使った搬送法、複数名で搬送する方法）	
		担架搬送法（担架搬送の基本事項）	

備 考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、こ</p>
-----	--

<p>の場合、2年から3年間隔で定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>4 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。</p>

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

救命入門コース（90分コース）

1 到達目標	<p>1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項目		細目	時間（分）	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む。）等	90	
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技及び呈示）		反応の確認、通報
				胸骨圧迫要領
				気道確保要領（呈示又は体験）
				口対口人工呼吸法（呈示又は体験）
				シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで
	AEDの使用法	AEDの使用法（口頭又はビデオ等）		
	AEDの実技要領			

備 考	普及時間を分割した講習を可能とする。
-----	--------------------

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第3の2（第4条関係）

救命入門コース（45分コース）

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は2名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間（分）
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む。）等	45
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生（実技）	反応の確認、通報
			胸骨圧迫要領
		AEDの使用方法	AEDの使用方法（口頭又はビデオ等）
			AEDの実技要領

別表第4から別表第8までの規定中「外傷の手当要領」を「手当の要領」に改める。

様式第4号中「認定証」を「参加証」に改める。

様式第7号中「応急手当指導員」を「応急手当普及員」に、「第6条第2項」を「第11条第2項」に改める。

附 則

この告示は、平成30年1月22日から施行する。

綾部市告示第 1 1 号

都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により綾部都市計画下水道を変更をした。

なお、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、当該変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 都市計画の決定に係る土地の区域

昭和 6 3 年 8 月 1 2 日綾部市告示第 3 8 号の土地の区域に追加する部分

綾部市味方町宮ノ前、石風呂、久保勝、鴨ノ堂、薬師前、宮ノ上、中ノ坪、雨宮及び鶯谷の全部、味方町光谷、畦田、阿弥陀路、山林阿弥陀路、北勝、三段畠、舟ノ上、薬師谷、山林倉谷、井上寺、龍佛及び山林平林の一部、川糸町南下市場、下溝口及び堀ノ内の一部、青野町走り下及び塚下の一部、上野町小倉及び五反田の一部、井倉町北三十代、上ノ切、上恵福田、下恵福田、西門、杉ノ木、北大町、南大町、西田、土居ノ下及び日渡り的一部分、井倉新町中畠、譲り葉、北大橋及び土ノ上的一部分、岡町野上的一部分、延町魚梁ノ上、堂浦、柳、弓場、南在家、北在家、庭刈、野上及び野上畑的一部分、大島町魚梁ノ上的一部分、高津町中工後、下工後、大橋、一ツ橋、宇州、長瀬、二反田、弥義免、高土井、市ノ坪、西ノ坪及び仲溝的一部分、田野町山林笹谷、笹谷、田野山、寄合、赤坂、岡倉、山王、堂ノ坪、多良尾、西山、西側、五反田及び長宮的一部分、位田町石原的一部分

昭和 6 3 年 8 月 1 2 日綾部市告示第 3 8 号の土地の区域から削除する部分

綾部市本宮町本宮山的一部分、青野町下深ヶ的一部分、井倉町堀及び西田的一部分、井倉新町北大橋的一部分、岡町庭刈及び小丈子的一部分、延町名古屋路及び庭刈的一部分

2 縦覧場所

綾部市上下水道部下水道課

綾部市告示第 1 2 号

都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により綾部都市計画下水道を変更をした。

なお、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、当該変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 都市計画の決定に係る土地の区域

平成 9 年 8 月 5 日綾部市告示第 7 2 号の土地の区域に追加する部分
綾部市多田町沢田、木戸田、入田、田坂、久後、寺田、神田及び小佐田の一部、
城山町の一部、有岡町田坂の一部、小呂町菜田の一部、高倉町城山、耕庭道、
下路、大稲葉、下田、黒岩及び大田の一部、湊垣町念仏谷、高尾及び六ヶ坪の
一部、とよさか町の一部、桜ヶ丘三丁目の一部、里町鹿子の一部

平成 9 年 8 月 5 日綾部市告示第 7 2 号の土地の区域から削除する部分
綾部市多田町後路の一部

2 縦覧場所

綾部市上下水道部下水道課

綾部市告示第13号

綾部市公共工事等電子入札運用基準（平成23年綾部市告示第86号）の一部を次のように改正する。

平成30年1月30日

綾部市長 山 崎 善 也

第19条第6項に次の記載を追加する。

- 6 紙入札者における入札書提出日時は、入札関係職員が、開札前に、入札書に記載された入札金額等を電子入札システムに登録した日時とする。この場合において、電子入札システムに登録する順番は、契約権者への到着日時の順番とする。

附 則

この告示は、平成30年1月30日から施行する。

綾部市告示第14号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

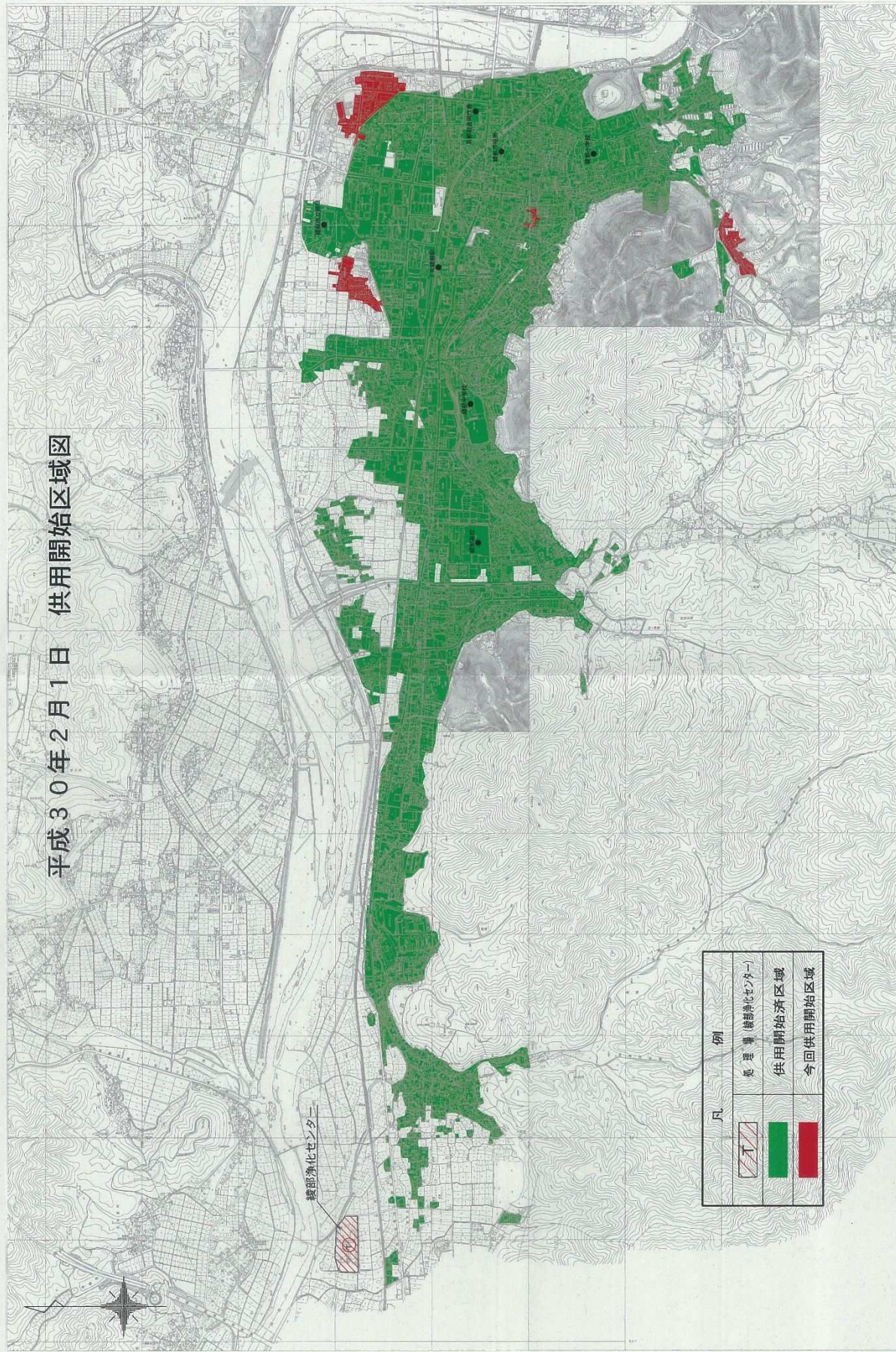
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

平成30年 2月 1日

綾部市長 山崎善也

- | | | |
|---|----------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 供用を開始すべき年月日 | 平成30年 2月 1日 |
| 2 | 下水を排除すべき区域 | 青野町の一部、井倉新町の一部、上野町の一部、月見町の一部、本町四丁目の一部 |
| 3 | 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 青野町の一部、井倉新町の一部、上野町の一部、月見町の一部、本町四丁目の一部 |
| 4 | 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式 |
| 5 | 下水の処理を開始すべき年月日 | 平成30年 2月 1日 |
| 6 | 下水を処理すべき区域 | 青野町の一部、井倉新町の一部、上野町の一部、月見町の一部、本町四丁目の一部 |
| 7 | 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 | |
| | (1) 位置 | 高津町横枕8番地 |
| | (2) 名称 | 綾部浄化センター |

平成30年2月1日 供用開始区域図



凡例	
凡例	線部浄化センター
	供用開始済区域
	今回供用開始区域

綾部市公告第4号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置（29-5）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年1月9日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第429 147号 |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプ設置（29-5）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市寺町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | マンホールポンプ 1箇所 |
| (5) 予定工期 | 平成30年2月6日から
平成30年3月31日まで（54日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成29年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、平成29年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成28年1月1日から平成28年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式-1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式-2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」

(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
 ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 平成30年1月9日(火) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は690円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 平成30年1月12日(金) 午前9時から午後6時まで
 平成30年1月15日(月) 午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で1月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年1月19日(金) から
 平成30年1月22日(月) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年1月24日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成30年1月29日(月) 午前9時から午後6時まで
平成30年1月30日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年1月31日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退

- 届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



マンホールポンプ設置 (29-5) 工事

綾部市公告第5号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成30年1月10日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済み

綾部市公告第6号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成30年1月10日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済み

綾部市公告第7号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成30年1月10日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済み

綾部市公告第 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成 30 年 1 月 15 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成 20 年 1 月 15 日から平成 30 年 1 月 29 日まで

綾部市公告第9号

綾部市下水道排水設備指定業者規則第13条第1項第2号及び第3号の規定に基づく指定業者を次により公表します。

平成30年1月15日

綾部市長 山崎 善也

1 指定辞退届の提出により、指定を取り消した業者

事業所名 株式会社福井電気商会
 代表者氏名 福井 信雄
 所在地 綾部市大島町沓田27番地の10
 指定辞退理由 必要機材を保有しなくなったため。
 指定辞退日 平成29年12月31日付

2 指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかった業者

事業所名	代表者氏名	所在地	期間満了日
ユーライフおおしま	大島 十郎	福知山市字正明寺1652番地の10	平成29年12月31日
樋口工業	樋口 征夫	福知山市厚中町90番地	平成29年12月31日

綾部市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成30年第1回（1月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成30年1月26日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 平成30年1月29日（月） 午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 事務連絡
 - ・各課からの連絡事項

綾部市選挙管理委員会告示第1号

平成30年1月28日執行予定の綾部市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成30年1月9日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉 照子

平成30年1月28日執行
綾部市長選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
1	1	1	綾部市田野町風久呂	風久呂団地入口矢三商店様前畑	
2	1	2	綾部市上野町上野5	近畿中国四国農業研究センター西側フェンス	
3	1	3	綾部市田野町赤坂	田野町コミュニティセンター法面	
4	1	4	綾部市寺町農屋敷	寺町西入口	
5	1	5	綾部市上野町221	綾部幼稚園東側	
6	1	6	綾部市新町91	綾部市立図書館	
7	1	7	綾部市上野町上野169	綾部小学校フェンス	
8	1	8	綾部市寺町上石	大谷住宅集会所フェンス	
9	1	9	綾部市寺町農屋敷	正暦寺様西側駐車場	
10	2	1	綾部市若竹町12	市役所東駐車場北側フェンス	
11	2	2	綾部市川糸町丁畠	旧京都府蚕業センター横駐車場フェンス	
12	2	3	綾部市並松町上溝口1	市民センター駐車場消防団綾部分団第2部横	
13	2	4	綾部市野田町仲ノ後8-1	消防ポンプ格納庫前	
14	2	5	綾部市味方町薬師前33-3	樋口芳子様宅	
15	2	6	綾部市味方町舟ノ上8-1	菱田真人様宅	
16	2	7	綾部市味方町薬師谷	紫水ヶ丘団地入口	
17	3	1	綾部市若竹町8-1	綾部市役所	
18	3	2	綾部市綾中町	大槻洋司様宅横フェンス	
19	3	3	綾部市青野町西青野	Chou Chou サクラティエフェンス	
20	3	4	綾部市西町三丁目南大坪	綾部市武道館前フェンス	
21	3	5	綾部市綾中町花ノ木30	アスパ様北駐車場道路側フェンス	
22	3	6	綾部市青野町大塚	桑の苑門扉横フェンス	
23	3	7	綾部市青野町大塚	市立病院前入口	
24	4	1	綾部市駅前通東石ヶ坪	駅南広場府道側	
25	4	2	綾部市相生町17	綾部保育園フェンス	
26	4	3	綾部市神宮寺町重代1-1	昭和モータース様事務所横フェンス	
27	4	4	綾部市本町七丁目53	旧日交商事(株)綾部整備工場様フェンス	
28	4	5	綾部市本町八丁目91	フレッシュバザール綾部幸通り店様従業員専用駐車場	
29	4	6	綾部市神宮寺町西谷	桑井組様作業所前公園	
30	5	1	綾部市宮代町	八幡児童公園	
31	5	2	綾部市井倉町館2	井倉町児童遊園地	
32	5	3	綾部市宮代町前田	京都丹の国農協様本店	
33	5	4	綾部市宮代町明知20	綾部中学校グランド下	
34	5	5	綾部市井倉町梅ヶ畑20	日東精工様玄関前駐車場	
35	5	6	綾部市井倉新町北大橋18-1	井倉新町団地3棟東側フェンス	
36	5	7	綾部市井倉新町石風呂1	ゲンゼ研究開発部様フェンス	
37	6	1	綾部市岡町斗代	美容室パンビー様横ブロック塀	
38	6	2	綾部市延町北在家7	朝倉文芳様宅前	
39	6	3	綾部市延町鳥居	小林商店様前ガードレール	
40	6	4	綾部市安場町鳴竹12-2	鳴竹集会所	
41	6	5	綾部市上延町岩鼻97	上延1号緑地	
42	6	6	綾部市大島町二反田11-3	綾部ルネス病院様駐車場フェンス	
43	6	7	綾部市大島町大江19	大島町公会堂前ガードレール	
44	6	8	綾部市岡町下山27-37	樋口明様宅	
45	6	9	綾部市大島町南天田井15-1	山崎モータース様駐車場	
46	7	1	綾部市高津町高土井	集落入口市道ガードレール	
47	7	2	綾部市高津町荒倉	高津農林組合様農産物集出荷施設横	
48	7	3	綾部市高津町三反田	京都協立病院様フェンス	
49	7	4	綾部市高津町椿ノ木11-1	丸仁電業(株)様隣	
50	7	5	綾部市高津町北川67	大槻丈一様宅	

平成30年1月28日執行
綾部市長選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
51	7	6	綾部市高津町藤ノ木	大槻裕成様宅前	
52	8	1	綾部市里町敷田	府道綾部インター線四方順市様宅向かい付近	
53	8	2	綾部市桜が丘一丁目	嶋田透様宅横フェンス	
54	8	3	綾部市有岡町前田25	杉山泰一様宅	
55	8	4	綾部市有岡町志庭垣	志庭垣橋横空き地	
56	8	5	綾部市多田町鳴田33	参田建夫様宅	
57	8	6	綾部市多田町前地	多田町公会堂	
58	8	7	綾部市高倉町岡ノ下15-1	四方秀一様宅車庫横	
59	8	8	綾部市星原町井の谷1	星原町公会堂下	
60	8	9	綾部市小呂町岸ケ下12	渡辺彰様宅隣空き地	
61	9	1	綾部市釜輪町乙味井根上	釜輪町公会堂前ガードレール	
62	9	2	綾部市釜輪町唐次道ノ上	山家東部簡易水道釜輪加圧ポンプ室フェンス	
63	9	3	綾部市戸奈瀬町道ノ下	戸奈瀬町公会堂	
64	10	1	綾部市鷹栖町豊後田4	基幹集落センター	
65	10	2	綾部市下原町五反田	村上工務店様資材置き場	
66	10	3	綾部市上原町戸尻8	山家駅前広場	
67	10	4	綾部市下替地町北野	集会所付近防火水槽北側府道法面	
68	10	5	綾部市東山町山家	東綾小・中学校グラウンドフェンス	
69	10	6	綾部市旭町西ノ内	奥野定夫様宅前空き地	
70	10	7	綾部市橋上町梁14-1	橋上町集荷場前	
71	10	8	綾部市広瀬町二和橋15	佐々木鉄工所様ブロック塀	
72	11	1	綾部市和木町佐々戸	白波瀬俊一様宅豚舎跡空き地	
73	11	2	綾部市西原町弓矢	西原町公民館横防火水槽	
74	11	3	綾部市和木町樋ノ口	市道和戸成2号入り口ガードレール	
75	11	4	綾部市和木町野尻	和久一也様宅車庫横山すそ	
76	12	1	綾部市上八田町西ノ迫	塩尻早苗様宅西側府道敷	
77	12	2	綾部市上八田町泉ヶ丘坂口3	塩尻卓司様宅前防火水槽	
78	12	3	綾部市七百石町中山11	慈眼寺様下防火水槽横畑	
79	12	4	綾部市七百石町海中	大日バス停前府道敷(府道西側)	
80	12	5	綾部市七百石町足縄手	消防詰所向かい側	
81	12	6	綾部市七百石町八幡2	大町公会堂	
82	12	7	綾部市七百石町湯ノ戸	十倉義様宅東側Y字路空き地	
83	13	1	綾部市岡安町奈良ノ木	交差点角	
84	13	2	綾部市岡安町大道	西八田小学校	
85	13	3	綾部市中筋町井根淵1-2	榊洪谷組様事務所先三差路先	
86	13	4	綾部市中筋町鶴ヶ岡	木下商店様横防火水槽	
87	13	5	綾部市中筋町野	中筋会館前畑	
88	14	1	綾部市下八田町中溝8-9	斎藤明様宅前道路法面	
89	14	2	綾部市下八田町柿差32	内藤昇様宅下	
90	14	3	綾部市淵垣町藪下6	梅原秋野様宅	
91	14	4	綾部市淵垣町古川14	旧北都信用金庫淵垣支店様裏駐車場横空地	
92	14	5	綾部市淵垣町三社田	あやべ台入口市道フェンス	
93	14	6	綾部市淵垣町横田32	大田豊様宅横畑	
94	15	1	綾部市中山町段6	四方克実様宅	
95	15	2	綾部市中山町丸段	井上久夫様宅前防火水槽	
96	15	3	綾部市安国寺町井根尻9-2	渡辺百合子様宅北側畑	
97	15	4	綾部市安国寺町下背戸	安国寺公民館前	
98	15	5	綾部市安国寺町上背戸	渡辺信和様宅前空き地	
99	15	6	綾部市安国寺町宮ノ腰2	大槻幸一様前ガードパイプ	
100	16	1	綾部市梅迫町鐘鋳場	八田地区交換機設置前	

平成30年1月28日執行
綾部市長選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
101	16	2	綾部市上杉町石子1-14	JR梅迫駅東側送迎車両一時停車場内駐輪場	
102	16	3	綾部市上杉町洪市	野間医院様東八田分院筋向い	
103	16	4	綾部市上杉町横縄手	大石公民館前空き地	
104	16	5	綾部市上杉町中嶋	東八田小学校上り口	
105	16	6	綾部市高槻町城ノ腰21	消防ポンプ格納庫前法面	
106	17	1	綾部市上杉町ヤボセ	鳥居野グラウンド前	
107	17	2	綾部市上杉町道場14-5	京都丹の国農協八田支店様倉庫前府道法面	
108	17	3	綾部市上杉町中寺口	施福寺公民館前	
109	17	4	綾部市上杉町井ノ迫	鳥居野公会堂前空き地	
110	17	5	綾部市上杉町下雉路	吉田建一様宅前空き地	
111	17	6	綾部市上杉町坂5-6	エムハウス様横法面	
112	17	7	綾部市上杉町門の坪42	旧稲葉製作所様前空き地	
113	18	1	綾部市於与岐町レダニ	上野司様宅先三差路空き地	
114	18	2	綾部市於与岐町宮ノ下17	弥山会館入口横防火水槽	
115	18	3	綾部市於与岐町安ノ坂	中川原作業場	
116	18	4	綾部市於与岐町赤道	作業場跡地	
117	19	1	綾部市黒谷町東谷3	黒谷資料館跡地	
118	19	2	綾部市八代町藤角13-2	八代橋横	
119	20	1	綾部市十倉志茂町大農	広瀬建工(有)様所有空き地	
120	20	2	綾部市十倉中町上川原65-1	東部グラウンド上り口空き地	
121	20	3	綾部市十倉向町仲村	渡辺一成様宅横畑	
122	20	4	綾部市十倉名畑町	旧口上林小学校フェンス	
123	20	5	綾部市武吉町辻	武吉公民館前広場	
124	20	6	綾部市佃町柳ヶ迫33	井上真弓様宅	
125	20	7	綾部市忠町小白井	口上林分団第4部詰所東側道路法面	
126	20	8	綾部市井根町南ノ前	永井フジ枝様宅前畑	
127	21	1	綾部市位田町浦壁61	門信一様宅前庭	
128	21	2	綾部市位田町市場	中位田遊園地フェンス	
129	21	3	綾部市位田町蓮花寺	芦田定一様宅横資材置き場	
130	21	4	綾部市位田町寺町3-1	下位田遊園地前	
131	21	5	綾部市位田町坪	旭ヶ丘公会堂前ガードレール	
132	22	1	綾部市栗町ガラ	栗文化センターフェンス	
133	22	2	綾部市栗町南ユルズ5-1	高橋辰一様宅	
134	22	3	綾部市栗町桶底3-1	永井精様宅横ガードレール	
135	22	4	綾部市栗町土居ノ内	豊里幼稚園	
136	22	5	綾部市栗町北ノ前48	栗上茶業組合ガレージ東側	
137	22	6	綾部市位田町岡倉	門数己様北側空地	
138	23	1	綾部市豊里町福垣96	豊里警察官駐在所横茶畑	
139	23	2	綾部市館町森下10	伊治卓様宅向かい側	
140	23	3	綾部市館町シボラ	古和田工作所様横空き地	
141	23	4	綾部市今田町元立石	塩見和子様宅前倉庫	
142	23	5	綾部市大島町上り戸	大島公会堂前	
143	24	1	綾部市小西町内田28	小西茶工場様	
144	24	2	綾部市小西町有坪	小西簡易児童遊園地フェンス	
145	24	3	綾部市鍛冶屋町茅倉16	元武田小畑診療所様横	
146	24	4	綾部市鍛冶屋町六反	六反作業場前	
147	24	5	綾部市小畑町中村	梅垣春樹様宅ブロック	
148	24	6	綾部市小畑町天野前27	山下信行様宅石垣	
149	25	1	綾部市石原町長畑	石原自治会ごみ集積所向かい府道法面	
150	25	2	綾部市小貝町峠上通	小貝橋西側三叉路府道敷	

平成30年1月28日執行
綾部市長選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称	備考
151	25	3	綾部市小貝町所塚6-2	湯殿公会堂前ガードレール	
152	25	4	綾部市私市町上野	私市東簡易児童遊園フェンス	
153	25	5	綾部市私市町中村段	私市公会堂下ガードフェンス	
154	26	1	綾部市物部町横椽	須波伎公民館前	
155	26	2	綾部市物部町天野10	防火水槽フェンス	
156	26	3	綾部市物部町南前田1	四方菟様宅	
157	26	4	綾部市物部町六地藏	下市バス停横空き地	
158	26	5	綾部市物部町城山2	坂根国昭様宅前庭	
159	27	1	綾部市物部町東物部119	岸田児童遊園地	
160	27	2	綾部市白道路町下五反田10-1	岸本孝昭様宅横畑	
161	27	3	綾部市物部町南樋ノ口31	物部会館フェンス	
162	27	4	綾部市物部町西樋ノ口	ふれあい広場フェンス	
163	28	1	綾部市西坂町弥谷3	谷口忠夫様宅横防火水槽	
164	28	2	綾部市西坂町黒満坪	諏訪神社様前空き地	
165	28	3	綾部市西坂町段ノ岡38-1	大槻弘和様宅横防火水槽	
166	28	4	綾部市西坂町宮床103-1	奥西坂バス停横空き地	
167	28	5	綾部市西坂町堂ノ岡22-1	堂の岡作業場下(中野様宅横)	
168	28	6	綾部市西坂町東ノ段37	赤見坂作業場隣田和すみ江様宅	
169	29	1	綾部市新庄町北37	石ノ隈バス停裏畑下	
170	29	2	綾部市新庄町太ヶ鼻	旧しらはせ理容店様南側空き地	
171	29	3	綾部市新庄町柿19-3	永井省三様宅前畑	
172	29	4	綾部市新庄町初	奥ポンプ格納庫横	
173	30	1	綾部市白道路町鎌倉田28	岡村佳子様宅横	
174	30	2	綾部市白道路町谷ノ奥13	平田治様宅横畑	
175	30	3	綾部市白道路町深田14	大石将文様宅隣法面	
176	30	4	綾部市白道路町桜ヶ坪	榊白道路興農会様倉庫前法面	
177	30	5	綾部市白道路町摺鉢田	岡岡茂様宅先ガードレール	
178	31	1	綾部市志賀郷町家際29	志賀公民館前	
179	31	2	綾部市志賀郷町南町15	志賀郷バス停前	
180	31	3	綾部市志賀郷町儀市前	下町橋土手	
181	31	4	綾部市志賀郷町丁田8	志賀小学校前	
182	31	5	綾部市仁和町亀ヶ坪26	塩見吉弘様宅前道路法面	
183	32	1	綾部市向田町久保田	岡井保様宅敷地(東側)	
184	32	2	綾部市別所町流田5-1	別所停留所前	
185	32	3	綾部市別所町小丸山	別所町公会堂前ガードレール	
186	32	4	綾部市篠田町クゴノシタ	山添達男様宅向かい府道法面	
187	32	5	綾部市篠田町祝田8	篠田集荷場前	
188	33	1	綾部市坊口町由里	坊口公会堂前	
189	33	2	綾部市坊口町四戸31	京都縦貫道橋脚フェンス	
190	33	3	綾部市金河内町辻道27	ほ場整備石碑前	
191	33	4	綾部市金河内町筋海	加柴和成様宅横防火水槽フェンス	
192	33	5	綾部市内久井町元屋敷	内久井作業場北側畑	
193	34	1	綾部市西方町薦ヶ迫	消防ポンプ格納庫横防火水槽フェンス	
194	34	2	綾部市西方町味噌尾68	大槻国夫様宅	
195	34	3	綾部市西方町貝尻	西方町中央公民館横法面	
196	34	4	綾部市西方町家奥19	大槻修様宅	
197	34	5	綾部市西方町虫田48	岡本勇様宅ブロック塀横	
198	35	1	綾部市睦合町古川	ゲートボール場前空き地	
199	35	2	綾部市睦合町念道	第一区公民館前	
200	35	3	綾部市睦合町中畑	浅原公民館前	

平成30年1月28日執行
綾部市長選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称	備考
201	35	4	綾部市睦合町井谷2	寺沢小よし様宅	
202	35	5	綾部市睦合町下引地	引地公民館空き地	
203	36	1	綾部市八津合町清水ノ下	片岡耕之助様宅横防火水槽	
204	36	2	綾部市八津合町縄手	観光センター駐車場	
205	36	3	綾部市八津合町馬場	馬場集荷場先防火水槽	
206	36	4	綾部市八津合町祖里	井上昇様宅向かい市道ガードレール	
207	36	5	綾部市八津合町村中	仲篤孝男様宅横空き地	
208	36	6	綾部市五津合町荒木48	岩崎冬子様宅ブロック	
209	36	7	綾部市五津合町大田2-2	農産物直売所横法面	
210	36	8	綾部市五津合町人道25	弓削作業場前ガードレール	
211	37	1	綾部市五津合町ユリ下	清水作業場向かい法面	
212	37	2	綾部市五津合町高岸	鎌部稔様宅北側防火用水横	
213	37	3	綾部市五泉町西巻	五泉荘向かい道路法	
214	37	4	綾部市五泉町田中	市之瀬橋横道路法	
215	37	5	綾部市五泉町宮腰20-1	市志公会堂前ガードレール	
216	38	1	綾部市睦寄町長野	井長守様宅横畑	
217	38	2	綾部市睦寄町段ヶ端	志古田公会堂前法	
218	38	3	綾部市睦寄町市場16	吉岡邦男様宅横の空地	
219	38	4	綾部市睦寄町鳥垣	坂尾呂神社様下	
220	38	5	綾部市睦寄町堂ノ下14	草壁公民館跡地横	
221	38	6	綾部市睦寄町有安1-1	有安公民館前グラウンドフェンス	
222	38	7	綾部市睦寄町古井前	古井公民館前防火水槽	
223	39	1	綾部市故屋岡町三反田	健康管理センター	
224	39	2	綾部市故屋岡町小中13	仲道一彦様横防火水槽	
225	39	3	綾部市故屋岡町在中	八代公民館横ガードレール	
226	39	4	綾部市故屋岡町平垣	八木博喜様前防火水槽	
227	39	5	綾部市故屋岡町神小谷13-5	山崎正治様宅	
228	39	6	綾部市光野町イガミ3	志馬嘉門様宅府道向かい側空き地	
229	40	1	綾部市光野町前田	光野橋下詰道路縁	
230	40	2	綾部市老富町堂ノ下	みのだ橋詰空地	
231	40	3	綾部市老富町ヒシリ4-3	老富会館前	
232	40	4	綾部市老富町西ガチ10	市茅野作業場	

綾部市選挙管理委員会告示第2号

平成30年1月28日執行予定の綾部市長選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

平成30年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

- | | | |
|-------|----------------------------|---------|
| 1 日 時 | 平成30年1月21日（日） | 午後5時10分 |
| 2 場 所 | 綾部市役所第一委員会室
綾部市若竹町8番地の1 | |

綾部市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法第33条第1項の規定により行う綾部市長選挙の期日を次のように定める。

平成30年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

選挙期日 平成30年1月28日

綾部市選挙管理委員会告示第4号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び綾部市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所を次のように定める。

平成30年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

- 1 選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び綾部市選挙管理委員会が候補者等の提出する各種届出等の受付を行う場所
綾部市役所第一委員会室
(綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所内)
- 2 綾部市選挙管理委員会が上記1以外の事務を取り扱う場所
綾部市選挙管理委員会事務局
(綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所内)

綾部市選挙管理委員会告示第5号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年1月20日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

580人

綾部市選挙管理委員会告示第6号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年1月20日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

9,662人

綾部市選挙管理委員会告示第7号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年1月20日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

4,831人

綾部市選挙管理委員会告示第8号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市立綾部幼稚園 体育館	綾部市上野町上野 1 2 9
第 2 投票区	綾部市市民センター 多目的ホール	綾部市並松町上溝口 1 4
第 3 投票区	綾部市武道館 競技場	綾部市西町三丁目南大坪 6 - 6
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校 体育館	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 体育館	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター 多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 図工室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所塚 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市立志賀小学校 体育館	綾部市志賀郷町丁田 8
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町萩イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第9号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

期日前投票所の施設名	所在地
綾部市役所 本庁1階会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第10号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

綾部市長選挙

選挙長

住 所 綾部市七百石町湯ノ戸6番地
氏 名 十倉照子

同職務代理者

住 所 綾部市梅迫町中町38番地
氏 名 高野俊道

綾部市選挙管理委員会告示第11号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1	高木明彦	上野町上野76番地	久下博史	西町三丁目北大坪3番地の4
2	長濱博司	味方町薬師谷300番地の72	出口匡史	岡町長田50番地の14
3	平野正明	西町一丁目35番地の1	浅尾則夫	青野町出口83番地の2
4	安積将明	神宮寺町古屋敷18番地	菱田敬生	青野町東青野60番地の1
5	林田喜八郎	宮代町宮ノ下1番地の16	松藤晃	上延町下雑面77番地の1
6	渡邊寛二	大島町北和田3番地の3	荻野達徳	上延町下雑面31番地の2
7	大槻富美雄	高津町楮ノ木12番地の1	平岡靖之	高津町両岡谷31番地の3
8	塩見和明	有岡町李ヶ坪13番地	植原英一	里町西ノ糸19番地の3
9	白波瀬勝巳	釜輪町蘭頭35番地	四方和之	鷹栖町風呂屋11番地
10	四方雄一	上原町上林16番地	十倉和寿	七百石町塚廻28番地の1
11	佐々木武志	和木町樋ノ口23番地	西村亘	西原町弓矢16番地
12	塩尻忠臣	七百石町百合ノ下5番地	村上寛	七百石町八幡16番地
13	渡邊茂樹	中筋町中道2番地の3	出口均	寺町門田43番地の3
14	牧野徳男	下八田町西大坪20番地の1	松下修	桜が丘二丁目17番地の10
15	塩尻進	安国寺町宮ノ腰34番地	吉田誠	上野町西ヶ窪2番地の19
16	池田敬二	梅迫町中町60番地	酒井貴弘	桜が丘二丁目15番地の10
17	大塚政昭	上杉町桑替12番地	川島稔久	味方町中ノ坪66番地の6
18	大久保静雄	於与岐町下ノ谷27番地	野瀬井常樹	桜が丘二丁目1番地の15
19	福田定	黒谷町宮ノ越5番地	天野将明	駅前通4番地の1
20	岩波芳美	武吉町肥首11番地	高橋要一朗	桜が丘二丁目3番地の8
21	村上茂	位田町野本27番地	村上裕直	位田町岬7番地の8
22	中川静子	栗町小東90番地の3	磯部朋英	田野町風久呂6番地の35
23	室木高司	館町下館38番地の1	野間義憲	青野町館ノ後40番地 バリュージュ青野A102号
24	塩見百代	小畑町中村20番地	大島憲一	豊里町三宅22番地の1
25	村上幹雄	小貝町岬63番地	岩崎成樹	青野町西ノ後27番地の12
26	高篤	物部町北前田25番地	岡田佳伯	物部町戸尻5番地の1
27	丸田重和	物部町東物部69番地の1	大槻康彦	桜が丘一丁目6番地の10
28	伊藤龍彦	西坂町黒満坪2番地	潮見雅敏	桜が丘二丁目17番地の15
29	由良茂文	新庄町五反41番地	大槻秋夫	白道路町北口66番地
30	大石博文	白道路町遠坂23番地	白波瀬正彦	野田町広田30番地
31	倉橋清己	仁和町五郎四郎17番19番の1合地	出口勇樹	綾中町花ノ木5番地
32	藤澤真人	向田町岫ヶタハ27番地	近松幹太	青野町館ノ後51番地 コーポ楓201号
33	志賀光彦	坊口町箱垣16番地	坂根博之	坊口町由里26番地
34	瀧本哲雄	西方町天王2番地	東勝史	神宮寺町加迫13番地の5
35	齊藤信行	睦合町下引地15番地	馬田雅之	井倉町館12番地の5
36	四方康夫	八津合町石橋36番地	太田治生	井根町菱田1番地の1
37	井関謙作	五津合町榎谷11番地	鎌部秀樹	青野町下入ヶ口12番地の24
38	大田耕平	睦寄町市場23番地	武宏樹	青野町大塚81番地の2
39	森藤連太郎	故屋岡町朝根48番地	田中松彦	下八田町八ヶ谷1番地
40	澁谷満男	光野町沢田9番地	古和田実	睦寄町小野田8番地

綾部市選挙管理委員会告示第12号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1月22(月)	西田愛子	老富町小谷 3番4番合地	大槻伸一	川糸町南古屋敷 12番地
1月23(火)	十倉照子	七百石町湯ノ戸 6番地	志賀久男	上延町下雑面 84番地の1
1月24(水)	高野俊道	梅迫町中町38番地	吉崎俊介	於与岐町田和 50番地
1月25(木)	山田初代	位田町市場59番地	梅原健太	青野町上深ケ 7番地の26
1月26(金)	十倉照子	七百石町湯ノ戸 6番地	上原達也	延町船田 5番地の2
1月27(土)	高野俊道	梅迫町中町38番地	吉崎遼	下八田町堂ノ下21 ティプルメリア106号

綾部市選挙管理委員会告示第13号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における選挙会の日時及び場所を次のように定める。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

- 1 日 時 平成30年1月28日（日） 午後9時30分から
- 2 場 所 日東精工株式会社体育館
綾部市宮代町門ノ前20番地

綾部市選挙管理委員会告示第14号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙の開票事務は、公職選挙法第79条の規定に基づき選挙会の事務に併せて行う。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

綾部市選挙管理委員会告示第15号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

綾部市長選挙 5,447,299円

綾部市選挙管理委員会告示第16号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色を次のように定める。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

白地に黒色の文字

綾部市選挙管理委員会告示第17号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

	綾部市長選挙
街頭演説用標旗	白地に紫色の文字
街頭演説用腕章	〃
自動車、船舶乗車員用腕章	〃
自動車、船舶の表示板	〃
拡声機表示板	〃

綾部市選挙管理委員会告示第18号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

綾部市長選挙投票用紙

<p>こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名</p>	<p>(注 意)</p>	<p>綾 部 市 長 選 挙 投 票</p>
	<p>一 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 く 事 と。 二 候 補 者 で な い 者 の 氏 名 は、書 か な い 事 と。</p>	<p>綾 部 市 選 挙 管 理 委 員 会 之 印</p>

投票用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷し、印は赤色のインクで刷込式とする。

綾部市長選挙点字投票用紙

候補者氏名 <small>こうほしゃしめい</small>	<p>意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>(注) 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	点字投票	綾部市長選挙投票	綾部市選挙管理委員会之印
----------------------------------	---	------	----------	--------------

投票用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷し、印は赤色のインクで刷込式とする。

綾部市選挙管理委員会告示第19号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙において使用する選挙長の印を次のように定める。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉 照



綾部市長選挙選挙長印



綾部市選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により平成30年1月28日執行の綾部市長選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成30年1月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第 2 1 号

平成 3 0 年 1 月 2 1 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 1 1 号で告示した平成 3 0 年 1 月 2 8 日執行の綾部市長選挙における投票管理者を次のとおり変更した。

平成 3 0 年 1 月 2 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

投票区	投票管理者	
	氏 名	住 所
7	大 槻 博 文	高津町西地 3 8 番地

綾部市選挙管理委員会告示第 22 号

平成 30 年 1 月 21 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 11 号で告示した平成 30 年 1 月 28 日執行の綾部市長選挙における投票管理者職務代理者について、次のとおり変更した。

平成 30 年 1 月 26 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉 照子

投票区	同職務代理者	
	氏 名	住 所
37	柳 田 嘉 宏	十倉向町仲村 37 番地

綾部市選挙管理委員会告示第23号

平成30年1月21日付け綾部市選挙管理委員会告示第13号で告示した平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における選挙会を開始する時刻は、20分繰上げ午後9時10分とする。

平成30年1月28日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

綾部市選挙管理委員会告示第24号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成30年1月29日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

住 所	氏 名
京都府綾部市青野町西青野7番地	山崎善也

綾部市長選挙選挙長告示第1号

平成30年1月28日執行の綾部市長選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上のときのくじを行う日時及び場所を次のように定める。

平成30年1月21日

綾部市長選挙

選挙長 十 倉 照 子

- | | | |
|---|-----|--------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成30年1月25日（木） 午後5時10分 |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所本庁3階第一委員会室
綾部市若竹町8番地の1 |